

運転免許証の返納について

八幡市では、市内在住で満70歳以上の方が有効期限内の運転免許証を警察へ自主返納された場合、希望者には下記のような支援を行っています。

【支援内容】以下のものを贈呈します。

- ・コミュニティバスやわた1日乗車券またはI C O C A（いずれも3,000円相当）
- ・交通安全グッズセット（反射材等）
- ・運転の卒業証書
- ・マイナンバーカード申請用証明写真（市役所 管理・交通課で撮影します。）

まずは警察等で
返納します。

① 運転免許証の返納手続き

【場 所】

- ・八幡警察署交通課窓口
 - ・運転免許試験場
 - ・京都駅前運転免許更新センター申請窓口
- (注) 返納の際に「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受け、管理・交通課に持参してください

次に市役所で
申請します。

② 返納支援申請（70歳以上であること）

※バス券や交通安全グッズ等を贈呈します。

【場 所】 八幡市役所 4階 管理・交通課 窓口

【受付時間】 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始の休日を除く)
午前9時～正午
午後1時～午後4時45分

【必要な物】 返納時発行される取消通知書、
本人確認できるもの（運転免許証など）
の写し

注意事項

- この支援は本人のみ1回かぎり（原則として代理申請はできません）
- 支援の申請は、運転免許証自主返納日から起算して1年以内に市役所 管理・交通課でおこなってください。
(※期限を過ぎますと、支援ができなくなりますのでご注意ください。)

お問い合わせ

- 【返納について】 八幡警察署 交通課 交通指導係 981-0110（代表）
【支援について】 八幡市役所 管理・交通課 983-5144（直通）
【マイナンバーカードについて】
八幡市役所 市民課 983-1111（代表）

